

令和5年 中間市農業委員会総会（1月）議事録

1. 開催日時 令和5年1月11日（水） 10時00分開始
10時28分閉会
2. 開催場所 中間市地域交流センター 2階 第1会議室
3. 出席委員 7名
会長 柴田 功 1番 白橋 宏 2番 井上俊子
3番 牧野謙二 4番 日高誠司 5番 貞末 照
6番 花田正則
4. 推進委員 2名
田中久光 丸山政和
5. 傍聴者 0名
6. 事務局 4名
平川事務局長 池本係長 坂本 熊井
7. 議事日程について
報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(転用)
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
(利用権賃借)
議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
(所有権移転)

【議事内容】

柴田議長：皆さんお揃いのおようですので始めたいと思います。

ただいまの出席委員は7名で委員定数全員が出席しております。よって、令和5年1月の農業委員会は成立いたしました。それでは本日の会議を始めたいと思います。本日の日程は、お手元の議案書の要領で進行いたしますのでよろしくをお願いいたします。それでは報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(転用)」を議題といたします。提案理由の説明をお願いいたします。

事務局：はい、資料の1ページ目をお開きください。

報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(転用)」です。

こちらは、所有権と地目の変更の手續となっております。今回4件届出がなされましたのでご説明いたします。

1件目、農地の所在地中間市大字垣生字切通。面積9.2㎡。譲渡人。中間市大字上底井野。譲受人。八幡西区野面2丁目。転用目的一般住宅。市街化区域内農地となっております。こちらの農地の位置図及び写真につきましては、3ページ目に載せております。こちらの狭い面積分の農地と隣接した面積を合わせて一般個人住宅を建てられるとのことで届出がなされております。

2件目、農地の所在地中間市長津3丁目。面積822㎡。譲渡人。中間市蓮花寺2丁目。譲受人。中間市中鶴4丁目。転用目的露天資材置場。市街化区域内農地となっております。こちらの農地の位置図及び写真につきましては、4ページ目に載せております。

3件目、農地の所在地中間市大字上底井野字中ノ谷。面積306㎡。同じく字中ノ谷。面積132㎡。同じく字御座ノ瀬。面積61㎡。同じく字御座ノ瀬。面積433㎡。同じく字御座ノ瀬。面積276㎡。譲渡人。中間市鍋山町。譲受人。中間市蓮花寺1丁目。転用目的露天資材置場。市街化区域内農地となっております。こちらの農地の位置図及び写真につきましては、5、6ページ目に載せております。

4件目、農地の所在地中間市長津3丁目。面積992㎡。譲渡人。中間市岩瀬1丁目。譲受人。中間市岩瀬4丁目。転用目的事務所及び工場建設。市街化区域内農地となっております。こちらの農地の位置図及び写真につきましては、7ページ目に載せております。

説明は以上です。

柴田議長：はい。事務局から説明がありましたが、本件についてご意見はありませんか。意見がないようですので、報告第1号を終わります。

次に議決事項について議題といたします。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)」を議題といたします。それでは提案理由の説明を求めます。

事務局：はい。資料9ページ目をお開きください。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)」です。

こちらは、農地のまま所有権を移転するものとなっております。今回1件申請がなされましたのでご説明いたします。農地の所在地中間市大字上底井野字小屋

根。面積 1.364 m²。同じく字小屋根。面積 682 m²。同じく字小屋根。面積 500 m²。同じく字小屋根。面積 988 m²。同じく字六反田。面積 1,152 m²譲渡人。中間市鍋山町。譲受人。中間市鍋山町。こちらの農地の位置図及び写真につきましては、10、11ページ目に載せております。

今回農地法3条の申請の経緯につきましては、譲受人の経営面積が農地中間管理機構を利用する際の要件を満たしていませんので、農地法第3条の申請となります。農地法第3条第2項の調査書で全て該当しない場合は売買できます。では農地法第3条調査書を説明します。資料12ページ目をお開きください。

第2項第1号(全部効率利用)、譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。こちらは該当いたしません。鞍手町と遠賀町を購入していますので、経営の耕作証明書で確認しております。

第2項第2号(農地所有適格化法人以外の法人)、譲受人は個人であるためこちらのほうは該当いたしません。

第2項第3号(信託)、譲受人は信託ではありませんので該当いたしません。

第2項第4号(農作業常時従事)、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれるためこちらは該当いたしません。

第2項第5号(下限面積)、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を超えますのでこちらは該当いたしません。

第2項第6号(転貸禁止)、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりませんので、該当いたしません。

第2項第7号(地域調和)、申請地では、水稻等の作付を行い、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

なお、事務局坂本と地元農業委員である花田委員、地元推進委員である日高靖委員で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況を確認しております。その結果全て該当しない結果となっております。

説明は以上です。

柴田議長：ただいま事務局の説明がありました。本件についてご意見ご質問のある方は、挙手をお願いいたします。

貞末委員：11ページの写真は、耕作はされていないのですか。

事務局：水はけが悪く、耕作されていないことから、現時点でも草が生えている状態

ですが、購入されたら、耕作を前提として復元する予定となっております。

柴田議長：はい。ただいま事務局の説明がありましたが、本件についてご意見ご質問のある方は、挙手をお願いいたします。質問がないようですので採決をとります。本件について賛成の方の挙手をお願いします。全員賛成のため、原案とおり承認されました。これで議案1号を終わります。次に議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権賃借)」を議題といたします。それでは提案理由の説明を求めます

事務局：はい、資料15ページをお開きください。「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」の利用権賃借となっております。こちらは所有者が農地中間管理機構に農地を貸し付け、その後、機構から耕作者へ貸し付けるものとなっております。利用権設定を受けるものは、すべて農地中間管理機構となっております。

1件目、農地の所在地中間市大字垣生字九反間。面積1,539㎡。同じく字築縄手。面積894㎡。大字上底井野字小屋根。面積1,712㎡。利用権を設定する者。住所中間市大字垣生。利用権の設定を受ける者公益社団法人福岡県農業振興推進機構。住所福岡市中央区天神4丁目。利用目的田。終期期間令和10年5ヶ月。10a当たりの賃借料10,300円。こちらの農地は賃貸借です。こちらの農地の位置図は、16、17ページ目に載せております。

2件目、農地の所在地中間市大字垣生字草場。面積1,836㎡。同じく字草場。面積299㎡。利用権を設定をする者。住所中間市大字垣生。利用権の設定を受ける者公益社団法人福岡県農業振興推進機構。住所福岡市中央区天神4丁目。利用目的田。終期期間10年5ヶ月。こちらの農地は使用貸借ですので賃借料は発生いたしません。こちらの農地の位置図は、17ページ目に載せております。

説明は以上です。

柴田議長：事務局からの説明がありましたが本件についてご意見のある方は挙手をお願いします。

白橋委員：同じ人に農地を貸すのに賃貸借と使用貸借があるのはなぜですか。

事務局：物納でお米が欲しい場合は、使用貸借として利用権を結ぶこととなっております。

柴田議長：事務局からの説明がありましたが本件についてご意見のある方は挙手をお願い

いします。質問がないようですので採決をとります。本件について賛成の方は挙手をお願いいたします。

本件について賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成のため、原案のとおり承認されました。これで議案第2号を終わります。次に議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)」を議題といたします。

議案第3号につきましては、A委員とB推進委員の案件が含まれますので退出となります。その間の議事進行は貞末副会長に委任いたしますのでお願いいたします。

貞末議長：議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)」を議題といたします。

それでは提案理由の説明を求めます。

事務局：はい、資料20ページをお開きください。「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」の所有権移転となっております。こちらは、所有者から農地中間管理機構へ所有権を移転しその後、農地中間管理機構から新しい耕作者へ所有権を移転する流れとなっております。また、11月の総会で所有者から農地中間管理機構への所有権移転について提案し可決されておりますので、今回は農地中間管理機構から担い手へ移転する内容となっております。

1件目、農地の所在地中間市大字中底井野字金嶺。面積1,197㎡。同じく字柏。面積744㎡。同じく字柏。面積1,046㎡。同じく字柏。面積126㎡。同じく字柏。面積333㎡。大字中底井野字御所園。面積465㎡。所有権を移転する者公益財団法人福岡県農業振興推進機構。住所福岡市中央区天神4丁目。所有権の移転を受ける者。住所中間市大字中底井野。利用目的田及び畑。売買価格2,008,539円。移転の時期令和5年1月25日。支払方法口座振替。支払期限令和5年1月25日。こちらの農地の位置図につきましては、22、23ページ目に載せております。

2件目、農地の所在地中間市大字下大隈字瀬戸。面積218㎡。同じく字瀬戸。面積463㎡。同じく字瀬戸。面積704㎡。同じく瀬戸。826㎡。同じく字瀬戸。面積898㎡。大字下大隈字宮田。面積827㎡。同じく字宮田。面積1,635㎡。同じく字宮田。面積145㎡。同じく字宮田。面積720㎡。同じく字宮田。面積925㎡。大字下大隈字土手外。面積786㎡。所有権を移転する者公益社団法人福岡県農業振興推進機構。住所福岡市中央区天神4丁目。所有権の移転を受ける者。住所中間市大字下大隈。利用目的田。売買価格8,411,000円。移転の時期令和5年1月25日。支払方法口座振替。支払期限令和5年1月25日。こちらの農地の位置図につきましては、23、24ページ目に載せております。

説明は以上です。

貞末議長：事務局からの説明がありましたが、本件についてご意見のある方は挙手をお願いします。質問がないようですので、採決をとります。本件について賛成の方は挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。全員賛成のため、原案のとおり承認されました。

これで議案第3号を終わります。

A委員とB推進委員は入室をお願いいたします。

柴田議長：続きまして「その他について」を議題といたします。

本件についてご意見はありませんか。

事務局：その他について

①令和4年度福岡県農業委員会研修大会開催について

柴田議長：以上で「その他について」を終わりたいと思います。

次に、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は会議規則第9条により議長において、貞末委員、花田委員を指名致します。

以上をもって全日程を終了致しましたので、本日の会議を閉会いたします。お疲れ様でした。

議事録署名委員

花田 正則

貞末 照